中央環境審議会動物愛護部会 動物愛護管理のあり方検討小委員会 ヒアリング資料

平成 22 年 9 月 16 日 一般社団法人 全国ペット協会

1.一般社団法人 全国ペット協会について

(1)設立の経緯

平成 12 年 12 月に施行された「動物の愛護及び管理に関する法律」が契機となり、ペット小売業界の有志で設立準備を開始。同法の立法に携わられた国会議員の諸先生および同法を主管する環境省、獣医師、動物愛護団体、学識経験者から度重なるご指導を頂戴し、また多数の業界関係者にご協力いただき平成 13 年 4 月 1 日付けで、動物販売業などの動物取扱業者の全国組織として設立した。平成 21 年 9 月 1 日に組織変更を行い、名称を「一般社団法人 全国ペット協会」にあらため現在に至る。

(2)目的

ペット業界の発展及び社会的地位の向上を目指し、ペット業従事者の教育等の 事業を行ない、人とペットの共生が可能な社会環境の構築に貢献するとともに、 日々の業務を通じて動物愛護精神の更なる啓発に貢献することを目的とする。

< 主な事業 >

ペット業界の発展及び社会的地位向上のための広報活動及びイベントの実施ペット業界の地位向上を図るための家庭動物販売士認定制度の実施法に基づくペット業界の施設運営に関わる指導その他、本法人の目的を達成するために必要な事業

(3)会員構成

・正会員 :動物取扱業者(小売、トリミング、繁殖、訓練士、ペットホテル、 展示業、レンタル業等)

・賛助会員:ペット関連メーカー、卸業者、動物関連の諸団体など

2.動物愛護管理について

(1)「動物の愛護及び管理に関する法律」について

平成 17 年 6 月に改正された「動物の愛護及び管理に関する法律(以下、動物愛護管理法)」では、「基本指針及び推進計画の策定」や「動物取扱業の適性化」「個体識別措置及び特定動物の飼養等規制の全国一律化」などがその柱となっている。

我々、動物取扱業への規制は、平成 11 年の動物愛護管理法の改正から盛り込まれたものであり、平成 17 年の改正では「登録制」が導入され、また「動物取扱責任者」の選任や事前説明の義務化、また、動物取扱業自体の範囲も見直された。動物取扱業への規制はより強まったが、動物愛護管理法のこうした枠組みは、人々の生活においてペットの役割の重要性がますます高まりつつある社会傾向を反映したものであり、我が国での動物愛護および管理を適正に推進するうえでも重要なものであると認識している。

(2)ペット業界内の取り組み

全国ペット協会の活動

こうしたなか、全国ペット協会(以下、ZPK)では、動物愛護管理法の周知 徹底をはじめ、人とペットのより良い共生社会の構築に向け、様々な活動を続け ている。

<ZPK活動の一例>

- ・家庭動物販売士認定制度
 - …ペット業界の地位向上を図るため、ペットと人をつなぐ最前線にいる動物取 扱業者のレベルアップを目指した認定制度。
- ・「わんわんにゃんにゃん母子手帳」の頒布
 - ...犬猫用の母子手帳であり、犬および猫の事前説明書と確認書付き。
- 各種「動物販売時説明書・確認書」の頒布
 - …犬猫以外の生体種については、生体種ごとに9種の「動物販売時説明書・確認書」を頒布。
- ・「ペット小売店のための動物愛護管理ガイドライン」の頒布
- ・「動物販売業のための顧客説明マニュアル」の頒布
- ・「ペット販売契約書」モデルの作成
- ・会報誌「ZPK会報」等による業者への情報発信
- ・「ペットのネット販売・移動販売ストップキャンペーン」 など

動物愛護管理法に即した業者の活動の一例

平成 17 年の法改正により、動物の販売や貸出しにあたり、文書を交付して動物 の特性や飼養方法などの説明を行うとともに、契約にあたって、あらかじめこの 文書(説明書)を受領したことを、顧客の署名などによって、確認を取り交わす ことが義務づけられた。登録制の導入とならび、これも大きな変革の一つである。

当会が実施した動物取扱業者へのアンケートによると、犬や猫の販売にあたる 事前説明では、7割以上の業者が説明に 30 分以上をかけているとの回答を得てい る。この取り組みにより、ペット販売後のトラブルが減少したとの声もあるが、 一方で、手間がかかりすぎるなどの理由から生体の取扱いをやめた業者も存在し ている。

「動物取扱業に関するアンケート」(実施:ZPK/実施時期:H20年3月)

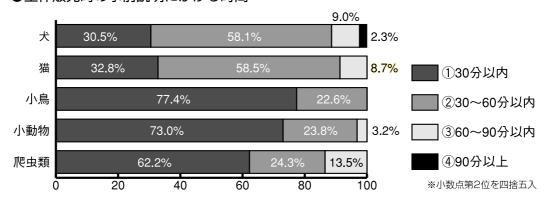
動物取扱業の現状や課題を探るため、 ZPKは平成20年3月に全国の動物取扱業者 化」したとの回答が5割を超えるなど、厳 を対象としたアンケート調査を実施した。 平成15年から19年の売り上げ推移を尋ね たところ、犬生体販売で「悪化」が47.3% 約1,000件に配布し、436件の回答を得た。

に及んだ。小鳥や小動物の生体販売でも「悪 しい状況にあることが明らかとなった。

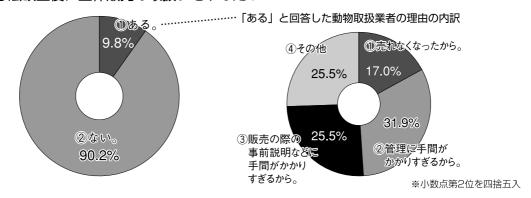
アンケートの配布と回収は郵送で実施。

<調査結果の抜粋>

●生体販売時の事前説明にかける時間



●法改正後に生体販売の取扱いをやめた? -



3.動物愛護管理法の見直しについて

(1)国・自治体・業者の連携

平成 17 年の法改正により、環境大臣は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するため基本的な指針を定めるとされた。また、都道府県は、この指針に即し、動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画を定めることとされ、現在、47 都道府県にて動物愛護管理推進計画が定められている。我が国における動物愛護精神の普及、あるいは動物管理の適正化のためには、この指針および計画の着実な実行が必要と考えている。

あわせて、動物取扱業者が、その社会的責任を認識し、自助努力を続けることで、更なるステップアップも可能と考えている。

(2)動物のインターネット販売・移動販売について

現状では、こうした販売方法は、動物愛護管理法で求められる命ある動物を販売する者としての責務を十分に果たしうる環境とはいえないと感じている。説明責任を果たすことが難しく、また生体購入後のアフターフォローも十分に行える状況ではなく、これらの販売方法に対しては、十分な規制が必要である。

(3) 犬猫幼齢動物の販売日齢

幼齢動物の販売については、現在、我が国の生体流通・販売の実態を踏まえた、 業界による自主規制が行われており、特段の問題が発生しているという事実はな いことから、この自主規制に委ねるべきである。

幼齢動物の社会化及び親と分離飼育する時期については、遅ければ遅いほどよいとする意見がある一方、離乳し、飼育環境の変化等に対する耐性が備わった後、出来るだけ早い時期に新しい飼い主の元で飼育すべきであるとの意見がある等多様な意見がある。こうしたことから、販売時期の数的規制は、科学的知見の蓄積を待って慎重に検討すべき課題であると考える。

少なくとも、科学的根拠のない数的規制の導入はすべきでないと考えている。

(4)深夜販売・販売時間

犬猫生体の深夜販売はやめるべきであると考えている。犬猫生体の販売時間については、商業施設内でのテナントなど多様な出店形態があり、生体の販売・展示時間も様々である。こうした現状を踏まえつつ、犬猫生体をあまりにも遅くまで展示販売することについては、好ましくないと考えており、業界としても、そうした指導を進めているところである。この自主規制に委ねるべきである。

(5)繁殖制限措置・飼養施設

品種間、個体間の差異が大きいことから、繁殖制限また飼養施設については一 律の数的規制になじまない事項である。従来通り、自主規制に委ねるべきである。